

南種子町農業委員会平成 28 年 1 月総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 1 月 19 日（火）午前 9 時 35 分から午前 10 時 20 分

2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	6 番	中峰 義哉	
	8 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	10 番	白川 秋信	12 番	小山 重和	

4. 欠席委員 4 番 古市 道則

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 23 年度第 19 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 27 年度第 18 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 買受適格証明願について

議案第 7 号 農地流動化奨励金交付申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係 園田 孝太郎

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立

していることを報告いたします。

議長 長 ただ今から、第18回農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい
でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。(議席番号)6番、
中峰 義哉 委員。7番、石堂 かよ子 委員を指名します。

議長 長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。
事務局 それでは会長諸般の報告をいたします。資料をご覧ください。
【別途資料「会長諸般の報告」を読み上げ】
以上で(諸般の)報告を終わります。

議長 長 (諸般の報告に対しての)質疑については、この後開催されます全員協
議会で行いたいと思います。

議長 長 日程第3、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条
第1項の規定による平成23年度第19号農用地利用集積計画の一部変更
に対する意見決定について、外3件を議題にします。

議長 長 事務局より議案第1号の説明をお願いします。河野係長。
事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権4件)について
承認を求めるものでございます。資料6ページをお開きください。

平成23年度第19号にて承認された、平成24年3月30日公告の一部変
更に関するもの、外3件でございます。

平成24年4月1日から平成30年3月31日までの5年間設定期間で、
田 4,672㎡ 所有権移転のための合意解約でございます。

平成25年2月28日公告分以降については、畑の21,027㎡、借りる側・
貸す側の都合により合意解約するものでございます。

資料8ページをお開きください。変更契約内訳書について説明いたしま
す。

事務局 整理番号1番について、利用権設定をする者は、南種子町〇〇〇〇番地
〇 A さん で、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇〇〇番地〇〇
B さん でございます。登記・現況は、田で3筆の4,672㎡ ございま
す。

この3筆につきましては、A氏の父 故 C氏と B氏が利用権設定
をしておりましたが、C氏が平成27年7月〇日に死亡され、その後、子 A
氏が農地法第3条の3で相続された土地でございます。今回、借り手の B
氏がこの農地3筆を購入したいという申し出によるものでございます。

以下、整理番号2番から整理番号4番については、お目通しをお願いい
たします。

個別の資料につきましては、9ページから16ページに添付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上、承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい。白川委員。

10番委員 えっと、参考までにこの、10アール当たりの単価は、どれくらいか分かりませんか。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。この後の議案第3号にて、農地法の3条で、この件については、また審議の程をお願いしたいと思いますので、後ほどよろしく申し上げます。

10番委員 はい。分かりました。

議長 他に質疑ありませんか。

議長 ないですか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成27年度第18号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成28年1月29日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権7件・農地中間管理権14件を定めたいので、承認を求めます。

資料は20ページをご覧ください。農用地利用集積計画 賃貸借権7件について説明いたします。

利用権設定をする者は、南種子町〇〇〇〇 Dさんで、利用権設定を受ける方は、南種子町〇〇〇〇番地 Eさん 外6件でございます。

現況は、田が2筆の2,161㎡、畑が11筆の28,152㎡、全体で30,313㎡でございます。設定期間は5年間設定で、新規設定5件と再設定2件となっております。

個別の資料は、22ページから28ページになりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、賃貸借権7件に関する利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を

図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

事務局

続いて、資料 29 ページをお開きください。

農地中間管理権 14 件について、説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の農用地利用集積計画の承認について、平成 28 年 1 月 29 日を公告日とする農用地利用集積計画 農地中間管理権取得 利用権設定 14 件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料は 30 ページからの 14 件になります。

利用権設定を受ける者が（公益財団法人）鹿児島県地域振興公社で、利用権をする者は、〇〇〇〇番地〇 F さん 外 13 名の方です。

事務局

全体では、田が 15 筆の 19,122 m²、畑が 38 筆の 72,734 m² となっております。設定期間は、5 年間で 2 件と 10 年間設定が 12 件になります。

個別の資料につきましては、33 ページから 48 ページに添付してありますのでお目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長

ありませんか。

（「ありません。」の声あり）

議長

異議がないようですので、議案第 2 号については、原案どおり決定することに。

（「ちょっと待ってください。」の声あり）

議長

はい。高田農地部長。

農地部長

えっと、今の中間管理機構の設定をする者は、町内の農家であるということに分かるんですが、受ける者は公益財団法人で、まあ中間管理機構でございますが、これの下請ける本当の農業をする人の名前は、分かれば教えていただけないものでしょうかな。

議長

はい。事務局。

事務局

はい。この分については県のほうで配分計画をされた後、公告をされて、こちらのほうに報告が上がってくる形になっております。また、その配分計画が公告された後、この場で皆さんのほうに報告をしたいというふうを考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

農地部長

はい。分かりました。

議長

他にありませんか。

議長

異議がないようですので、議案第 2 号については、原案どおり決定する

ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・G、譲受人・H 外5件を議題とします。

なお、整理番号1番については、中里 安男 委員が農業委員会法第24条 議事参与の制限に該当することになりますので、中里委員の退場を求めます。

(中里委員、退場)

議長 事務局より議案第3号 整理番号1番の説明をお願いします。園田主査。はい。それでは49ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が6件です。

整理番号1番を先ず読み上げたいと思います。

事務局 整理番号1番。譲受人が〇〇〇〇番地 Hさん。譲渡人が栃木県栃木市〇〇〇〇番〇〇号 Gさんです。

土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇〇—〇。地目は 畑、地積は 2,999 m²。

所有権移転で売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、51ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は57ページから添付しております。整理番号1番について、説明を終わりたいと思います。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、高田委員。

農地部長 はい。それでは整理番号1番について、報告をしたいと思います。今回の申請の〇〇〇〇—〇の土地につきましては、場所的には〇〇から〇〇へ行く途中の Iさん の家に行く途中の三叉路のところでございます。向こうにあの小屋みたいな建物が建っていると思いますが、その小屋の土地でございます。58ページの図面を見ていただければ分かるところでございまして、隣接する土地にHさんの土地があります。えー今回申請する土地については、今現在はHさんが花を植えておりますが、この土地につきましては、以前からHさんがGさんから借りて耕作しているという土地でございます。

それで今回、農地を売りたいということでございまして、HさんとGさんの関係といたしましては、Hさんのお母さんが、このGさんの家から出たということで親戚関係でございます。

今回の売買金額につきましては、〇〇万円ということで、約3反歩の土

地を〇〇万円ということでございます。親戚関係で反当り〇〇万円になろうかということですが、幾分高めの金額になろうかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいということでございます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議 長 ありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第3号 整理番号1番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号 整理番号1番については原案どおり決定いたしました。

中里委員の入場を求めます。

(中里委員、入場)

議 長 引き続き事務局より議案第3号 整理番号2番から6番までの説明をお願いします。園田主査。

事務局 はい。議案第3号 整理番号2番につきましては、譲渡人が私である関係から、説明を河野係長からお願ひしたいと思います。

事務局 はい。それでは整理番号2番につきまして、私のほうから説明いたします。

譲受人が〇〇〇〇番地 Jさん。譲渡人が〇〇〇〇番地〇 Kさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇。地目は畑、地積は297㎡です。所有権移転で交換及び自作地相互の交換によるものでございます。

この件につきましては、52ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は59ページから添付しております。以上です。

事務局 はい。それでは引き続き整理番号3番からご説明申し上げます。

整理番号3番。譲受人が〇〇〇〇番地 Lさん。譲渡人が〇〇〇〇番地 Mさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇。地目は畑、地積は92㎡。所有権移転で交換及び自作地相互の交換によるものです。

この件につきましては、53ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は61ページから添付しています。

整理番号4番。譲受人が〇〇〇〇番地 Lさん。譲渡人が〇〇〇〇番地 Nさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇 外1筆。地目は共に畑、地積は計669㎡。所有権移転で交換及び自作地相互の交換によるものです。

この件につきましては、54ページの調査書にあるとおり、農地法第3条

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は63ページから添付してございます。

整理番号5番。譲受人が〇〇〇〇番地 〇さん。譲渡人が〇〇〇〇番地 Pさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇。地目は畑、地積は913㎡。所有権移転で売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、55ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は65ページから添付してございます。

整理番号6番。譲受人が〇〇〇〇番地〇〇 Bさん。譲渡人が〇〇〇〇番地〇 Aさんです。

土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇〇 外2筆。地目は全て田、地積は計4,672㎡。所有権移転で売買及び相手方の要望によるもので、対価は〇〇万円でございます。

この件につきましては、56ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は67ページから添付してございます。

以上、6件につきましては、1月7日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、それぞれ担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号2番、石堂委員。

7番委員 整理番号2番について、補足説明をいたします。現地調査では(譲渡人)本人でしたので、本人に説明していただきましたが、この農地につきましては、Kさんのお父さんの代に、土地の有効利用のために農地を交換しておりました。その農地をKさんのお父さんが亡くなりましたが、その後をKさんに名が移りまして、でその農地を J さんがまだ名義を変更していなかったために、早く言えば名義変更のために今回この案件が挙げたものでございます。この農地は元々田んぼですけれども、以前から埋め立てて、J さんの農地が隣にあります。この農地と一緒に畑として利用しております。以上です。

議長 長 整理番号3番・4番、小山委員。

12番委員 3条による所有権の移転でございますが、1月7日に現地調査を行っておりますが、譲受人の L さんが現在耕作している、〇〇字〇〇〇〇番地ですが畑の一部にですね、譲渡人の M さんから昔、自作地ですね、交換をですね、相互交換で名義を変えないでそのまま放置していたものを、Lさんも高齢となり今回お互いに分かっている内に所有権を移転しようということで名義整理をしようとしているんですね。よろしく申し上げます。

同じく4番については、L さんが現在耕作している畑ですね、〇〇〇

〇一〇（外1筆）のこの中に、Nさんも昔同じく自作地の相互交換をしていたもので現在、Lさんが耕作しております。3番と同じく一緒に今回名義変更をするということで、所有権の移転を同じくしたほうがいいんじゃないかということで、まあ地図については62ページにありますので参考にしてください。ということで、現在いずれもLさんが耕作している土地で名義整理をするということですので、審議方よろしく願います。以上です。

議長
5番委員

整理番号5番については、私のほうより説明をいたします。

〇君とPさんは従兄弟同士になりまして、この土地は〇さんの自宅とくっついている土地でございます、もう20年前ぐらいから〇君が耕作をしている土地でございます。今回〇君はどうしても、この土地を自分のものにしたいということで、名義変更をする話し合いが出来たということでございます。以上で説明を終わります。

議長
1番委員

整理番号6番、寺田委員。

この申請は先ほど出ました基盤強化法で合意解約をされて、その後に引き継ぐという形のものでございまして、先ほど説明があったようにCさんが急きょ死亡されまして、それで合意解約をいたしまして娘のAさんが売りたいということで、Bさんに所有権の移転ということになります。Bさんにおいては機械とか労働力による状況から見て、すべての農地を効率的に利用できるものと思っておりますのでよろしく願います。

議長

各説明が終わりました。これから質疑に入ります。

（「はい。」の声あり）

議長
10番委員

はい。白川委員。

えっと、整理番号6番のこれ4,672㎡で、この4反6畝で〇〇万円ということですか。

議長
事務局

はい。園田主査。

はい。申請書のほうには、そのように書いてありますが、その金額に対して高すぎるとか低すぎるということはちょっと、委員会として指導する対象ではないので、申請書どおりに挙げさしてもらったところです。

10番委員

えっと、議長よろしいですか。

議長
10番委員

はい。

売買の金額というのは、その当人同士で決めて成り立つというか、取り引きをするものなんですか。

議長
事務局

はい。事務局。

はい。まあ少なくとも法令上、売買及び貸借については、制限を設けることが出来ないものとなっておりますので、まあ本人さん達の事情に応じて、逆に高くする場合もありますし、買ってくれと言う場合、売ってくれと言われる場合でも、相場が若干変わってくるというのは往々にしてある

と思われますので、この場合においては聞いている限り申請書でもAさんのほうが買って欲しいということがあったらしいということですので、若干安めになったのかなというふうになりますけれども、実際のところどういう話し合いの上でこういう結果になったのかは、申請書のほうには書かれるところではない形になろうかと思えます。

議 長
10 番委員

白川委員、よろしいですか。

まああの外部がどうのこうの言うあれはないんですけれども、ただ今後取り引きをする場合、前例というか何らかの例みたいなものになろうかと。これからも取り引きは多々ある訳でございます、町の課税評価は分かるんですけど、でも実際の取り引きは課税評価よりもうんと高く、課税評価よりは下げないでおりますよね、一般的に。

ただあまりにも安いというか、そういう感じを受けたものですから、ちょっと聞いてみたところでございます。はい、よろしいです。

議 長
事 務 局

はい。よろしいですか。はい。園田主査。

えっと、おそらく委員さん方が今まで出て来ている中で、明らかに高すぎるもの、安すぎるものというのは、それなりに何かしら事情があるものと思われますので、そういう場合においては、まあ事前に申請資料を送付した際に金額のほうをチェックしていただいて、当事者の皆さんに何故こんなに高いのか、何故こんなに安いのかという経過と理由を把握していただくことが重要ではないかと、もし仮に他の事例と、隣が〇〇万円で売ったらしいとかいう話があった時に、いやあそこはこういう理由があったと説明できることが大事なことかなと思えますので、皆さん方のご尽力をお願いしたいと思えます。

10 番委員
議 長

はい。良いですよ。

はい。他に意見はないですか。

議 長

異議がないようですので、議案第3号 整理番号2番から6番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号 整理番号2番から6番については原案どおり決定いたしました。

議 長

日程第6、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題にします申請人・Q。事務局より議案第4号の説明をお願いします。園田主査。

事 務 局

はい。それでは議案第4号についてご説明申し上げます。69ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第4条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が〇〇〇〇番地 Qさん。

土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇。登記・現況は 畑。地積は 3,131 ㎡ です。

転用計画としまして、地目を 宅地 に変更する予定です。工事計画は、平成 28 年 1 月から平成 28 年 3 月まで。

資金は建築費 〇〇〇万円で、全て自己資金によるものです。

転用目的としましては、畜舎及び採草放牧地です。

面積につきましては、採草放牧地 3,006 ㎡、畜舎 125.00 ㎡ 所要面積 1 筆すべてによる 3,131 ㎡ です。

転用事由の詳細としまして、「今回、経営規模拡大を図るにあたり当該地に畜舎を新築し、全体を採草放牧地として利用したいと考えております。」とのことです。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、(1) 造成計画が現状のまま利用する、(2) それに伴う被害防除策として緩衝地及び防護柵を設ける、(3) 周辺の農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 約 2.0m 程度設ける、(4) 用排水計画として用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は既存畜舎及び町堆肥センターで処理することとなっております。

なお、申請地は農業振興区域内の農業用施設用地、及び都市計画区域内で、農地区分は「農振区域内農用地」であり、許可基準は「農業用施設用地であるため、農用地利用計画指定用途」に該当すると思われます。参考資料は 70 ページから添付しています。

なお、以上 1 件につきましては、1 月 7 日の現地調査において、申請内容等について確認を実施しております。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関連して、それぞれの担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号 1 番については、私の方より説明をいたします。

5 番委員 　　計画平面・建物配置図というのが 72 ページのほうに、詳しい地図が出ております。

今回(〇〇字)〇〇〇〇番地の畑を転用するものでありまして、これ以前より採草放牧地として利用していた土地でございます。今回、牛小屋と運動場に転用するという、採草放牧地に転用するというございまして、今の牛小屋がもう狭くなりまして、また新しくその前のほうに牛小屋を造りまして、後は(採草)放牧地として利用するというございまして、

この牛小屋には^{けんきょう}県共に行った牛もおりまして、今はもう手狭になって

^{けんきょう}県共に行った牛も可哀相でございまして、新しい牛小屋の中に良い部屋を造っていくということでございます。まあよろしくご検討をお願いいた

します。以上でございます。

議 長 はい、これから質疑に入ります。
議 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第7、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・R、譲受人・S を議題とします。事務局より議案第5号の説明をお願いします。園田主査。

事 務 局 それでは、会議前にもご説明申し上げましたとおり、議案第5号につきましては、差し替えの1枚紙をご覧いただきたいと思います。

議案第5号は、農地法第5条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が〇〇〇〇番地〇 Rさん。譲受人が〇〇〇〇番地〇 Sさん。

土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇—〇。登記・現況は 畑。地積は 779 m²です。転用計画としまして、地目を 宅地 に変更。

工事計画は、平成28年2月から平成28年5月まで。

資金は 建築費 〇千万円で、全て融資によるものです。

転用目的としましては、農家住宅です。

面積につきましては、農家住宅 105.59 m²、車庫 48.00 m²、土地造成 779 m²で、所要面積 779 m²です。これにつきましては、後ほど資料のほうにも挙がっておりますが、申請書のほうには車庫と挙がっておりまして、図面のほうには物置というふうに表示がされているところが散見されます。これにつきましては、両方兼ねているものと思うのが現実的なものと思いますので皆さん、ご了承をお願いしたいと思います。

転用事由の詳細としまして、「現在借家住まいであり、手狭なことから当該地を譲り受けて農家住宅を建築するものです。」とのことです。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、(1) 造成計画が盛土を最高0.5m行い、切り土を最高0.5m行い、(2) それに伴う被害防除策として緩衝地を設ける、(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅2.3m程度設ける、(4) 用排水計画として用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農業振興区域外及び都市計画区域外で、農地区分は「10

ヘクタール以上の連帯する農地の1種農地」であり、許可基準は「集落接続施設」に該当すると思われます。

参考資料は74ページから添付しています。

なお、以上1件につきましては、1月7日の現地調査において申請内容等について確認を実施しております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、それぞれ担当委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします、小山委員。

12番委員 はい。事務局の園田さんから詳しく説明があったように、1月7日現地調査を行い、内容も今説明したとおりでございます。内容を補足します。

譲受人のS君と譲渡人のRさんは、(甥と)伯父さんに当たります。S君のお父さんとRさんは兄弟になります。

今言ったように、大きな理由は、この土地については畑作で唐芋を作っていたんですが、(S君が)現在借家住まいということで、手狭になってきたことから、家を建てるということで、場所については集落の中心街の三叉路のところでありまして、またこのS君はさとうきび16ヘクタール作って、認定農家であり、集落の中心(人物)でもありますので、子供さんも3人いましてですね、頑張っている青年でありますので、是非ご検討をよろしくをお願いします。以上です。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第5号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議長 長 日程第8、議案第6号 買受適格証明願について、を議題にします。申請人・H。

なお、中里 安男 委員が農業委員会法第24条 議事参与の制限に該当することになりますので、中里 安男 委員の退場を求めます。

(中里委員、退場)

議長 長 事務局より議案第6号の説明をお願いします。園田主査。

事務局 はい。それでは議案第6号につきましては、79ページをお開きください。

議案第6号は、買受適格証明願について、審査を求めるもので、申請件数は1件です。

この証明は、民事執行法等による農地などの売却に関しては、「農地法上の各許可権者は、買受適格証明願があれば、買受適格の有無を判定しなければならない。」となっております。

農地を取得するのに適格かどうかの判断及び証明を出さなければ公売に参加できないとそういった制度になっております。

今回は、南種子町税務課の公売による、取得に至った場合は所有権の移転で農地法3条の許可を要する農地についての証明願いとなります。資料を読み上げます。

申請人は、〇〇〇〇 Hさん。係る申請地についてご説明いたします。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇—〇。地目は 田で、地積は 741.00 m²。登記名義人は、T さんです。

なお、申請人の現在の経営面積は、39,621 m²で、労働力は2名です。

この申請地につきましては、1月7日の現地調査において、確認を行ったところであり、参考資料は80ページから添付してございます。

買受適格証明が今回された場合は、入札に参加をすることができ、最高価格 買受け申出人になった後には、農地法第3条の許可申請等を当委員会に提出をし、所有権の移転許可を受ける形となります。

通常、農地法第3条の許可については、農業委員会総会で審議をし、許可となる訳ですが、この買受適格証明についての審査及び判断が、農地法第3条と同趣旨・同程度になるため、議案書中の付帯決議（案）としまして、「上記申請人において、この物件に対しての農地法第3条許可申請があった場合は、南種子町農業委員会規程第8条（会長の職務権限）に示す第1項第5号（総会の議決により指定した事項）に基づき、本議決付帯決議に基づき農業委員会会長で処理する」につきましてもご審議をお願いしたいと思います。つまり、付帯決議で会長にこの3条申請の提出があった場合の審査及び許可権限を指定していただければ、後ほど3条申請があった時に会長のほうで審議、許可を行うこととしてよろしいかという付帯決議のお願いとなります。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関連して担当委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします、高田農地部長。

農地部長 　　第6号議案の買受適格証明願ということで、Hさん から出ております。今、事務局のほうから説明がありましたように、この案件につきましては、町税務課からの公売申し出の土地を、Hさんが購入したいということでの入札許可申請の形になります。Hさんがこの入札（参加資格）の権利として農業者として適格であるかどうかの判断を本会でしていただきたいということでございます。今、申請がありましたように、Hさんにつきましては、耕作面積も3町9反、約4町歩の経営をしているようでございますので、まあ適格であろうかというふうに思います。また付帯議決が付いておりますので、事務局から説明がありましたように、もしHさんがこの土地の入札の落札があった場合、農業委員会のこの3条申請の手続きを取らずに会長の判断で許可を出すという付帯議決がついておりますので、この決

定についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

場所につきましては、〇〇の県道を走っていきますと、Uさんの学校の先にあります。あの県道沿いにUさんの家の隣になりまして、現況といたしましては、田んぼは数年耕作していなくて、ショヤギリが生えてかなりこれを購入した場合には、苦のいる土地ではないかなと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議 長 ありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第6号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第6号については原案どおり決定いたしました。

議 長 中里委員の入場を求めます。よろしくお願ひします。
(中里委員、入場)

議 長 日程第9、議案第7号 農地流動化奨励金交付申請について、を議題に
事務局 はい。事務局より議案第7号の説明をお願いいたします。園田主査。

事務局 はい。83ページをお開きください。議案第7号は、農地流動化奨励金交付申請について審査を求めるものです。申請人は、Vさん外6件です。
総計としまして、計 14筆、面積は 363アール。奨励金の合計額が、181,500円となります。

以上につきましては、1月7日の現地調査において、全て耕作されていることを確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議 長 質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第7号について承認の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第7号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。